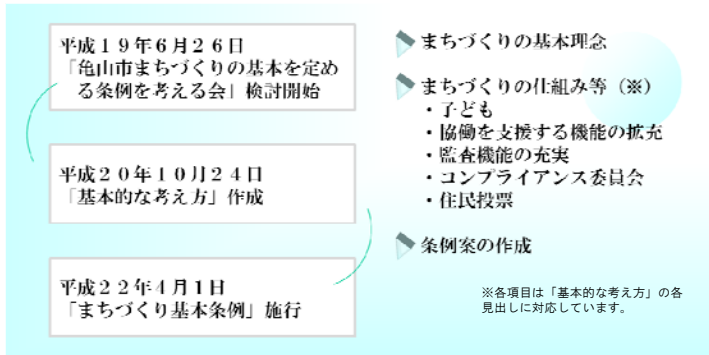


亀山市まちづくり基本条例について

1. 亀山市まちづくり基本条例の策定

平成19年6月から約1年4ヶ月、公募市民委員などからなる「亀山市のまちづくりの基本を定める条例を考える会」において100回を超える検討を重ね、平成22年4月1日に亀山市のまちづくりの基本理念などを定める『**亀山市まちづくり基本条例**』が施行されました。



平成22年4月にスタートしたこの条例は、市民・議会・執行機関の3者がお互いに尊重しあい、亀山市が、9つの基本原則のもと「**一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち**」となるための考え方などを定めています。

2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会のあゆみ(第1期-第2期)

条例が施行された平成22年度から推進委員会を設置し、第1期(H22-H23)において、条例の具体化に向けた必要な事項の検討を行い、執行機関において、それを土台とした「まちづくり基本条例推進計画」を策定しました。第2期(H24-H25)では、その推進計画の検証などを行いました。

検討項目	方向性	具体的な事業
協働を支援する機能	自立した新たな地域組織の創設に向けたしくみづくりが必要である。	地域コミュニティのしくみづくり支援事業
	中間支援組織の設立に向けた思念が必要である。	市民活動応援事業
コンプライアンス	職員のコンプライアンス関連規程の理解と適切な運用のため、職員の意識啓発を強化する必要がある。	職員コンプライアンス意識啓発事業
監査	市民にとって分かりやすい成果に繋がる行政評価の導入が必要である。	施策評価の導入 事務事業評価対象の拡大
子ども	子ども条例の制定は現時点では時期尚早であり、まず、現在予定されている「(仮称)人権条例の検討」において、子どもの権利について検討を行う必要がある。	(仮称)人権を尊重する条例策定事業

3. 第3期亀山市まちづくり基本条例推進委員会での検討結果

第3期(H26-H27)においては、それまでの推進委員会のあゆみを踏まえながら、新たな調査検討テーマを設定し、条例の具体化に向けた必要な事項の検討を行いました。さらに、その検討結果を受けて、執行機関において、それを土台とした「まちづくり基本条例推進計画」を策定しました。第4期(H28-H29)では、その推進計画の検証を行うとともに、新たな調査検討テーマの検討などを行ってまいります。

